

第1回奈良県地域福祉推進計画策定委員会でいただいたご意見・対応案

資料1

項目	ご意見	対応案	
全 般	地域の企業やNPO等、多様な主体が連携することによって地域力強化に広がりがでてくるというところをしっかりと謳っておくべきでは。	福祉分野だけではなく、多様な分野や主体との連携を行い、地域力強化に取り組むことを計画本文に記載します。	
	「連携」というのが目的、目標ではなく、手段であり、具体的にどう取り組むのかということをはっきり打ち出していくというのも重要ではないか。	現状の課題認識をしたうえで、計画本文において、具体的な取組を記載できるものについて内容を反映します。	
	行政には限界があるという認識よりも、いかにその限界を除いていくかという努力が必要ではないか。	ご指摘の内容も踏まえ、行政の支援が届きにくい制度の狭間や社会的孤立などの課題について、市町村や社会福祉協議会、関係団体等と連携・協働して取り組みます。	
	助けて欲しいと言えない人にどのように手を差し伸べていくのか、ボランティア活動と地域福祉計画にうまく沿って、活動をともにやっていけるのかなということを意識していきたい。	福祉専門職だけでなく、地域の方やボランティアの方といった多様な立場の方が、地域福祉活動に関わっていただけるよう、取り組みます。	
	最近の社会をみていると、「自助」に力点がおかれている。生活が個人化してどんどん自分のことは自分で、人のことは構わない中で、地域共生社会を構築する、支え合い活動の推進、地域のつながりを再構築するということが、どういふ思いで計画していくのか。従来のような人間関係が希薄化してという文言よりは、今の時代にあわせた計画を作るために、例えば今はフェイストゥフェイスだけでなくSNSを使った人と人のつながりも多くなっている。そのような時代の中で有効な計画づくりが必要。	現行計画は、地域住民が相互に支え合う「共生のコミュニティの再生」を施策体系に位置づけていますが、次期計画においては、従来の地縁型のコミュニティ再生に加えて、子育てやひきこもり等の共通する課題を抱えている人が、地縁に限らず悩みを共有したり、相互に支え合う新しいコミュニティの構築を大綱に記載します。	
アクションプログラム	1-1 地域共生への仕組みづくり	「地域共生への仕組みづくり」への名称を「共生の地域づくり」としてはどうか。	大綱において、目指す地域の姿として「共生の地域コミュニティの構築を」掲げています。アクションプログラムについては、小地域活動の推進が県域に拡充していくよう、県が仕組みづくりの支援をしていくことを重視し、この表現とさせていただきますと考えています。
	1-1-① 住民主体の課題解決に向けた取組の支援 3-1-① 包括的な相談・支援体制の構築	「住民主体の課題解決、包括的な支援体制の構築」については、前段と後段を分離して、「1. 地域共生の仕組みづくり」の中で「住民主体の課題解決」、「3. 安心できる福祉基盤の整備」で「包括的な支援体制の構築」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、地域において住民主体の課題解決を目指す内容は、「1. 地域共生の仕組みづくり」の中で「住民主体の課題解決に向けた取組の支援」として記載し、市町村における包括的な相談支援窓口を構築する内容は、「3. 安心できる福祉基盤の整備」の中で「包括的な相談・支援体制の構築」として再整理します。
	1-1-⑥ 社会福祉法人の地域貢献活動の推進	「3. 安心できる福祉基盤の整備」のうち、「2. 福祉サービスの質の向上」にある「社会福祉法人の地域貢献活動の促進の整備」は「1. 地域の人々を支える支援体制の充実強化」に移すべき課題ではないか。	「3. 安心できる福祉基盤の整備」「2. 福祉サービスの質の向上」では適当ではないのご指摘をいただき、再考したところ、社会福祉法人の地域貢献活動については、社会福祉法人が地域の一員として支援する取組であり、「1. 地域の人々を支える支援体制の充実強化」については行政主体の取組について記載していることから、「1. 『支え合い』活動の推進」「1. 地域共生の仕組みづくり」に移すこととしました。

	項目	ご意見	対応案
アクションプログラム	2-1-② コミュニティソーシャルワーク活動の充実	宅配業者等の個人宅への配達をしている企業等が異変を感じた際に、社協や行政と連携が取れるようにしてはどうか。 災害等の際であれば、民生委員等では民家に立ち入ることができないので、警察との連携を密にする必要がある。 財源としては「ふるさと納税」を利用できるのでは。例えば離れて住む子が、市町村が連携している民間企業が親宅を訪問した際に、声掛けをするという例がある。	単身世帯が増加しており、地域における見守り活動の必要性が高まっていると認識しています。CSWの配置促進に向けた取組の中で、多分野・多領域の機関や民間企業と連携した地域での見守りについても推進が図られるよう支援を行います。
	2-1-② コミュニティソーシャルワーク活動の充実	CSWと生活支援コーディネーターの2つぐらいなら掛け持ちでもできる。2つの制度は違うが、職員を配置できるような手当ができれば。	市町村における職員配置の後押しとなるよう、市町村地域福祉計画においてCSWの位置づけがなされるように働きかけを行うとともに、国の補助金の活用など、財源措置も含め制度に関する情報提供等を行っていきます。
	2-2-② 多様な福祉・介護人材の育成・確保	人材の育成・確保について、まずは専門職の確保とか、短期のスパンで実現しなければいけないこと他に、長いスパンでこどもたちを育てていく中での人材を育てていく観点も必要ではないか。	若年者に将来の就職として意識してもらえよう、福祉・介護への理解を深めるための取組について記載します。
	3-1 地域の人々を支える支援体制の充実強化	「3. 安心できる福祉基盤の整備」のうち、「①地域の人々を支える支援体制の充実強化」については、充実強化ではなく、新たに変えていくような姿勢が必要になるのではないか。	「①地域の人々を支える支援体制の充実強化」の項目について、施策展開の項目中でご指摘の内容を反映します。
	3-1-① 包括的な相談・支援体制の構築	従来型施策の支援の解決できない課題の対応、多分野・多領域との分野横断型施策の推進は当然非常に重要な意義があるため、具体的にアクションプランの中でどう定義し、書いていくのか。	従来型施策の支援の解決できない課題の対応、多分野・多領域との分野横断型施策の推進について、「包括的な相談・支援体制の構築」の中で記載します。
	3-1-④ 権利擁護の推進	専門職の養成や権利擁護に関わる、例えば市民後見人の養成についても着目してもらいたい。	市民後見人を含めた成年後見制度の利用促進については、市町村の成年後見に係る計画策定への支援や人材育成等を通じて体制整備に向けた支援の取組を記載します。
	3-1-④ 権利擁護の推進	市民後見人の養成は権利擁護の推進で成年後見促進法という制度が今回出ていますので、市民後見人に限らず、権利擁護の体制とか、市町村の計画の支援もこの計画の中の範囲だろうと思うので、是非反映させてもらえたら。	
	3-1-⑤ 経済的困難等を抱える子どもの支援の充実	社会的養育新ビジョンをこの計画に盛り込むべきか。県の計画も今後のことかと思うが、具体的に進んでいこうとするのであれば、里親を増やすように里親研修というのをしないとけないし、既存の施設はどうなるのか等問題がある。	策定年度が、地域福祉計画は今年度、社会的養育の県推進計画は来年度ということで、時期も後になります。このため、現状や課題分析、取組の方向性を示せる時期が来年度になるため、今回の地域福祉計画に盛り込むのは難しいと考えます。
	3-1-⑤ 経済的困難等を抱える子どもの支援の充実	権利擁護というと成年後見人みたいになっているが、子どもの権利も取り上げていくのも大事かもしれない。	虐待等の子どもの権利擁護に関する内容は、「経済的困難等を抱える子どもの支援の充実」の項目に記載します。
	3-2-① 福祉サービス第三者評価の受審促進	福祉サービス第三者評価の受審促進、並びに社会的養護関係施設第三者評価の受審の促進にも光を当ててもらいたい。	「福祉サービス第三者評価の受審促進」の項目において、「社会的養護関係施設第三者評価の受審」についても記載します。
3-3-① 市町村地域福祉計画の策定支援	県だけが地域福祉計画を策定しても現場や住民に実感が湧きづらいため、市町村の計画策定を促進してもらいたい。	市町村地域福祉計画の策定については、全国でも策定率が最下位という状況であり、県が支援プログラム等の取組を行って積極的に支援します。	
3-3-① 市町村地域福祉計画の策定支援	福祉分野だけでなく、横断的な分野が連携する市内連絡会議といった取組が続いていく仕組みがあればと思う。	包括的な相談支援体制の構築においては、分野横断型の連絡会議などの情報共有の場が非常に重要であることから、県としては市町村地域福祉計画の支援プログラム等を通じてこれらの重要性を伝えていきます。	